

# 児童手当

**支給要件** ●小学校修了前（12歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童

**支給制限** ●請求者の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上ある場合

**支給方法** ●原則として毎年、2月（10月から1月分）・6月（2月から5月分）・10月（6月から9月分）に前月分までをまとめて支給

## 手続の際、持参するもの

- 請求者の口座番号が確認できるもの（通帳）
- 印鑑
- 請求者がサラリーマン等で厚生年金等加入者の場合は勤務先での年金加入証明書又は健康保険被保険者証の写し
- 1月1日現在、他の区市町村にお住まいだった方は前住所地の区市町村の発行する「所得証明書」（所得額、扶養の状況、控除額のわかるもの）
- 申請書（この書類は窓口にあります。）
- 受給要件によっては、他の書類が必要です。

## 届出の内容が変わったとき

●他の区市町村に住所が変わるとき  
他の区市町村に住所が変わる場合には、当該区市町村での児童手当等の受給資格が消滅します。転出先の区市町村で新たに認定請求の提出が必要となります。手続が遅れますと遅れた月分の手当が受けられなくなりますので御注意ください。

●被用者（サラリーマン等）でなくなったとき  
特例給付等の受給者が退職して被用者（サラリーマン等）でなくなった場合には、所得制限により手当が受けられなくなります。「受給事由消滅届」を提出してください。

- その他の変更が生じたとき
  - ・支給の対象となる児童に増減があった場合
  - ・支給の対象となる児童を養育しなくなった場合
  - ・受給者が公務員になった場合
  - ・同じ区市町村の中で住所が変わった場合
  - ・児童の住所が変わった場合
  - ・受給者や児童の名前が変わった場合

上記のような場合については各種届出が必要となります。

詳しくは、区市町村の窓口にお問い合わせください。

# 手当額・所得制限

（平成20年4月1日現在）

※所得とは、年間総収入額（税込み）から給与所得の場合は給与所得控除を、事業所得などの場合は必要経費をそれぞれ引いた額

## 児童手当

手当額・・・3歳未満の児童 一律 10,000円  
（月額） 3歳以上の児童 1人目 5,000円 2人目 5,000円 3人目以降 10,000円

所得制限限度額		※所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。	
扶養親族等人数	自営業者（国民年金加入者）	サラリーマン（厚生年金加入者）	
0人	460万円	532万円	
1人	498万円	570万円	
2人	536万円	608万円	
3人	574万円	646万円	
4人	612万円	684万円	
5人以上	1人につき38万円加算	1人につき38万円加算	

## 児童育成手当

手当額・・・育成手当 13,500円/1人 障害手当 15,500円/1人  
（月額）

所得制限限度額				※所得が所得制限限度額以上の場合、児童育成手当等は支給されません。			
扶養親族等人数	育成手当・障害手当	扶養親族等人数	育成手当・障害手当				
0人	360.4万円	3人	474.4万円				
1人	398.4万円	4人	512.4万円				
2人	436.4万円	5人以上	1人につき38万円加算				

## 児童扶養手当

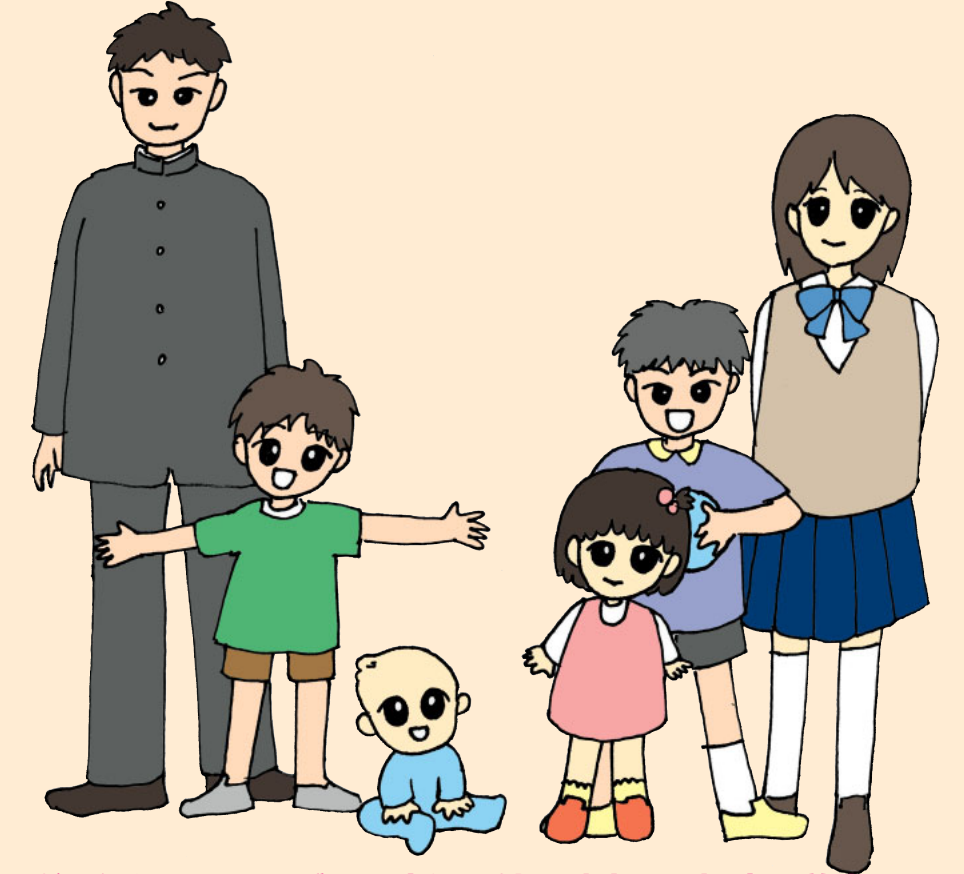
手当額・・・全部支給 41,720円  
（月額） 一部支給 41,710円～9,850円  
〈加算額〉第2子 5,000円  
第3子以降 3,000円  
1人につき

扶養親族等人数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円
5人以上	1人につき38万円加算	1人につき38万円加算	1人につき38万円加算

- （注1） 受給資格者本人の所得が「全部支給」の所得制限限度額以上の場合には「一部支給」となります。  
（注2） 受給資格者本人の所得が「一部支給」の所得制限限度額以上の場合には支給停止となります。  
（注3） 配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得が所得制限限度額以上の場合には、受給資格者本人の所得にかかわらず、支給停止となります。



# 児童手当 児童育成手当 児童扶養手当 のあらし



都内に住所があり、それぞれの支給要件に該当する児童を養育している方に各手当が支給されます。

（ただし、各手当の支給制限に該当する場合、その手当は支給されません。）

## 問い合わせ

☆詳しくは、お住まいの区市町村の各手当担当係までお問い合わせください。